

令和8年6月23日

匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒処分等について

1 概要

本件は、匝瑳消防署に勤務する職員が令和8年4月、元交際相手の女性（以下「元交際相手」という。）が居住する千葉県内の共同住宅に設置されていた工事中足場を利用し、当該共同住宅2階のベランダから無断で元交際相手宅に侵入したことから、元交際相手が警察に相談し、令和8年4月24日に当該職員が警察から警告を受けたため、当該職員と管理監督責任があった職員に対し、懲戒処分等を行ったものです。

2 処分内容

(1) 懲戒処分

所属	職名	年齢	処分内容
匝瑳消防署	主事補	21歳	停職（1か月）

(2) 管理監督責任

- ア 対象 消防長及び次長
- イ 処分 厳重注意

3 処分年月日 令和8年6月23日

4 処分事由

職員が行った行為は、公務員としてその職の信用を傷つけるものであり、全体の奉仕者として相応しくない非行であったと認められることから、懲戒処分としたものです。

また、管理監督責任として消防長及び次長を厳重注意いたしました。

5 お詫び

この度、本組合の職員においてこのような事実があったことは、大変、遺憾

であり、管内住民の皆様をはじめ、関係各位に多大なるご迷惑をおかけすることとなってしまい、衷心よりお詫び申し上げます。

本組合では、本件を重く受け止め、今後、このようなことが二度と起こらぬよう、改めて法令遵守及び綱紀肅正を徹底するとともに、再発防止と本組合の信頼回復に全力で取り組んでまいります。